

改 正 後

(調査基準価格)

第3条 契約担当者（鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる額（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 特別な工事については、前項の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(特記仕様書等への明示等)

第12条 契約担当者は、第11条第1項第1号及び第2号に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書等において明示するものとする。

(1) 施工体制台帳の調査

ア 削除

施工体制台帳の調査を契約担当者から求められた場合は、請負者はこれに応じなければならないこと。

改 正 前	備 考
<p>(調査査基準価格)</p> <p>第3条 契約担当者(鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる額(以下「調査基準価格」という。)をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の<u>9</u>を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の<u>9</u>を乗じて得た額とし、予定価格に10分の<u>7</u>を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の<u>7</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>3 特別な工事については、前項の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の<u>7</u>から10分の<u>9</u>の範囲内で契約担当者が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。</p>	<p>・公契連モデルに従った算定方式の見直し</p>
<p>(特記仕様書への明示等)</p> <p>第12条 契約担当者は、第11条第1項第1号及び第2号に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。</p> <p>(1) 施工体制台帳の<u>提出及びその内容</u>の調査</p> <p>ア <u>調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、請負者は、契約担当者の求めに応じて、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳を提出しなければならないこと。</u></p> <p>イ <u>施工体制台帳の調査を契約担当者から求められた場合は、請負者はこれに応じなければならないこと。</u></p>	<p>・建設業法の一部改正に伴い施工体制台帳の作成及び提出の範囲が下請け契約をする全ての場合に拡大されたため</p>